

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月15日（平成30年（行情）諮問第262号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行情）答申第219号）

事件名：安否調査依頼日本人名簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙1の3及び4に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書2」及び「本件対象文書3」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1の一部を不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書3につき、その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年2月21日付け厚生労働省発社援0221第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 当該決定通知書には、2不開示とした部分とその理由において、「上記1の行政文書のうち、各名簿の氏名、生年月日、本籍、消息等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イからハのいずれにも該当しないこと、また、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれる恐れ、交渉上不利益を被るおそれのある法5条3号の不開示情報に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とある。

確かに、各名簿の氏名、生年月日、本籍、消息等を一同に明らかにした場合、特定の個人を識別できる法5条1号の不開示情報に該当

するとの主張に異存はない。

しかし、各名簿のうち、生年月日だけ、本籍だけ、消息だけ、或いは生年月日と本籍、または本籍と消息を開示した場合には、特定の個人を識別できる法5条1号の不開示情報に該当しないものと判断して異議申立を行いたい。

イ 次に、当該決定通知書には、2不開示とした部分とその理由において、「(前略)また、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれる恐れ、交渉上不利益を被るおそれのある法5条3号の不開示情報に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、この他国とは具体的にどこの国を指しているのか不明朗であり、どこの国を指しているのかを明らかにしない限り、当該不開示決定には納得できないので異議申立を行うものである。

ちなみに、1965年6月22日に日本政府が大韓民国政府との間で署名調印した「日韓基本条約」第3条には、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。」とあり、我が国は戦後一貫してこの立場を踏襲しており、「6カ国協議」とは言わずに「6者協議」という呼称を使っている。

この政府の立場からすると、当該決定通知書中にある「他国」とは北朝鮮でないことは明白であり、「他国」の意味が分からない。この世に存在もしない「他国」を持ち出して不開示決定を行う行為は、憲法により「知る権利」を保証されている国民に対する人権侵害であると主張するものである。

ウ 当該決定通知書の、2不開示とした部分とその理由の後段には、「また、上記1の行政文書以外については、どのような行政文書を保有しているかを答えることにより、他国との信頼関係が損なわれる恐れ、交渉上不利益を被るおそれがあり、本件存否情報は法5条3号の不開示情報に該当するため、法8条の規定により、本件開示請求の一部を拒否した。」とある。

文中にある「他国」が北朝鮮と仮定すると、北朝鮮との信頼関係が損なわれるとはどういう意味か明らかにして頂きたい。また、この信頼関係とは何か、その定義を示して頂きたい。

2002年9月17日の「日朝平壤宣言」も、2014年5月29日のいわゆる「ストックホルム合意」も、ことごとく北朝鮮に破られ、拉致・核・ミサイルの問題は何の進展もしておらず、大多数の国民は北朝鮮との間に信頼関係があるとは認識していない。

ありもしない北朝鮮との信頼関係を持ち出して本件開示請求の一部を拒否した行為は、憲法により「知る権利」を保証されている国民

に対する職権乱用に相当すると判断し、異議申立を行うものである。

(2) 意見書

ア 諮問庁：厚生労働大臣が提出した「理由説明書」の3理由(1)本件対象行政文書の中で、諮問庁は、「安否調査依頼日本人名簿第1回(140名分)」及び「安否調査依頼日本人名簿第2回(871名分)」を特定したとしています。

しかし、私の開示請求した行政文書は、1本件審査請求の経緯(1)にもあるとおり、①北朝鮮に最終消息のある残留日本人の名簿と添付資料、②北朝鮮における残留日本人問題に関する文書及び資料の全て、なのです。

諮問庁は、私が請求した行政文書のうち自分に都合の良い部分だけを取り上げて部分開示していますが、それ以外の行政文書に対する開示・不開示の意思決定が欠落しています。このような、処分庁に都合よい部分だけを自分たちで勝手に取り上げて国民の知る権利を妨げることは、この法律の趣旨と目的から逸脱していると判断するものです。

添付資料1の外務省による「北朝鮮における残留日本人問題」(概要)の(4)には、「(前略)その後も、厚生省(厚生労働省)において必要な調査を行っている。」とあります。この必要な調査を行って得た情報は、当該開示請求文書に含まれると理解するものですが、諮問庁においては言及がありません。諮問庁が、自分たちの都合に合わせて開示文書を取捨選択していることは明らかであるため、原処分は破棄することが妥当であると主張します。

イ 諮問庁の「理由説明書」の3理由(4)請求人の主張に対する原処分庁の説明のなかで、「また、本名簿以外の行政文書には、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、当該文書を公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用するなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法5条3号の不開示情報に該当する。」として原処分の妥当性を主張していますが、意味不明な主張としか思えません。

その理由として、平成29年特定日付けで特定参議院議員が提出した「いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問主意書」(質問第8号)に対する答弁書において、政府は、7について「北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。」としています。(資料2のとおり)

残念ながら、現在のところ、拉致、核、ミサイルと諸懸案は解決していないばかりか、解決するめどさえ立っていません。諮問庁が言う「将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉」など確証のない願望にしか過ぎないのが現実です。そのような根拠のない願望をもって開示請求を退けるという諮問庁の原処分は、棄却するのが当然と判断するものです。諮問庁の原処分が妥当というのなら、北朝鮮との日朝国交正常化交渉がいつから始まるのか具体的な日程をお示してください。

加えて言うなら、政府拉致問題対策本部が発行している「北朝鮮による日本人拉致問題」という冊子（資料3）の2北朝鮮による日本人拉致問題には、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し」と明記されています。現時点において、拉致問題の解決のめどは立っているのですか。米朝首脳会談後の北朝鮮は、「拉致は解決済み」との姿勢を崩しておらず、北朝鮮の非核化についても日本は当事者ではないと主張しています。このような情勢下において、諮問庁が言う「将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉」という主張がいかに根拠のないものであるか明々白々ではないでしょうか。諮問庁の原処分は、職権乱用と判断するものです。

ウ 諮問庁は、3理由（2）不開示情報該当性においてのなかで、「他国との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法5条3号の不開示情報に該当し、法8条の規定により、その応答を拒否するものである。」と主張していますが、根拠が不明朗としか思えません。

その理由として、平成26年5月29日の日朝ストックホルム合意において明記された「残留日本人」問題について、諮問庁である厚生労働省は、同月26日～28日にストックホルムにおいて開かれた日朝協議に参加していないと判断するものです。資料4によると、当該日朝協議に参加したメンバーの中に諮問庁の職員は存在していません。他国との交渉上不利益を被るおそれがあるの判断するのは交渉を担当する外務省であって、厚生労働省ではないのです。

つまり、諮問庁は他国との交渉を担当しておらず、自分の職務権限の及ばないことを持ち出して私の開示請求を拒否しているのです。今日までの北朝鮮との交渉に、諮問庁が参画したとの具体的証拠を示さない限り、当該処分を受け入れるわけにはいきません。審査会におかれましては、この点について必ずご確認いただけますようお願い申し上げます。

（資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年12月21日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「①北朝鮮に最終消息のある残留日本人の名簿と添付資料、及び調査結果、②北朝鮮における残留日本人問題に関する文書及び資料の全て」（以下「本件対象行政文書」という。）に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年3月16日付け（同月19日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「本件対象行政文書」に関して行われたものである。

処分庁は、平成30年2月21日に本件対象行政文書のうち、「①北朝鮮に最終消息のある残留日本人の名簿」を「安否調査依頼日本人名簿第1回（140名分）、安否調査依頼日本人名簿第2回（871名分）」（以下「名簿」という。）と特定した。

(2) 不開示情報該当性について

本名簿は、戦争の結果いまだ日本に帰還していない日本人のうち、昭和35年1月1日現在、北朝鮮地域に最終消息のある未帰還者の名簿（第1回140名分、第2回871名分）であり、日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手渡し、その安否調査を依頼したものである。

本名簿には、氏名、生年月日、本籍、消息等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イからハのいずれにも該当せず、また、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある法5条3号の不開示情報に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とするものである。

また、本名簿以外の行政文書には、どのような行政文書を保有しているかを答えることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法5条3号の不開示情報に該当し、法8条の規定により、その応答を拒否するものである。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書の中で、「安否調査依頼日本人名簿第1回（140名分）、安否調査依頼日本人名簿第2回（871名分）」の行政文書について、不開示とした名簿の氏名、生年月日、本籍、消息等を一同に明らかにした場合、特定の個人を識別できる法5条1号の不開示情報に該当することに異存はないが、名簿のうち、生年月日だけ、本籍だけ、消息だけ、或いは生年月日と本籍、または本籍と消息を開示した場合には、特定の個人を識別できる法5条1号の不開示情報に該当しない旨主張している。

イ また、本名簿の中で不開示とした部分の理由として「（前略）また、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれる恐れ、交渉上不利益を被るおそれのある法5条3号の不開示情報に該当するため」としているが、この他国とは具体的にどこの国を指しているのか明らかにしてほしい旨主張している。

ウ 本名簿以外の行政文書については、「どのような行政文書を保有しているかを答えることにより、他国との信頼関係が損なわれる恐れ、交渉上不利益を被るおそれがあり、本件存否情報は法5条3号の不開示情報に該当するため、法8条の規定により、本件開示請求の一部を拒否した。」とあるが、文中にある「他国」が北朝鮮だと仮定すると、北朝鮮との信頼関係が損なわれるとはどういう意味か、また、信頼関係とは何か。ありもしない北朝鮮との信頼関係を持ち出して本件開示請求の一部を拒否した行為は、憲法により「知る権利」を保証されている国民に対する職権乱用に相当する旨主張している。

(4) 審査請求人の主張に対する処分庁の説明

本件対象文書は、戦争の結果いまだ日本に帰還していない日本人の氏名、生年月日、本籍、消息等を含むものであり、特定の個人を識別できることから法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、本名簿以外の行政文書には、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、当該文書を公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用するなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法5条3号の不開示情報に該当する。

以上の理由から、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上から、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年6月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 同年7月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月26日 | 本件対象文書1の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求につき、処分庁は、「北朝鮮に最終消息のある残留日本人名簿」として本件対象文書1を特定し、その一部について法5条1号及び3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3については、その存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1については、これを見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性を検討し、本件対象文書2及び本件対象文書3については、その存否応答拒否の妥当性を検討する。

2 本件対象文書1の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書1の不開示部分には、各個人の番号、氏名（又は別名）、生年月日（又は生年）、性別、本籍及び消息が記載されており、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (2) 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、不開示部分のうち、氏名（又は別名）、生年月日（又は生年）、性別及び本籍は、個人識別部分に該当すると認められるので、同項による部分開示の余地はない。その余の部分は、各個人の最後の消息の地点ごとに付けられた番号や経歴、家族関係等であり、一般に他者に知られたくない情報であることから、これを公にすると、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、部分開示できない。

- (3) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3 本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 の存否応答拒否の妥当性について
- (1) 法 5 条 3 号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として規定している。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについて、理由説明書（上記第 3 の 3（2）及び（4））において、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 名簿以外の行政文書には、どのような行政文書を保有しているかを答えることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法 5 条 3 号の不開示情報に該当し、法 8 条の規定により、その応答を拒否するものである。
- イ 名簿以外の行政文書には、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用するなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある情報が含まれることから、当該情報は法 5 条 3 号の不開示情報に該当し、法 8 条の規定により、存否応答を拒否するものである。
- (3) さらに、当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
- ア 戦争の結果いまだ北朝鮮地域から日本に帰還していない残留日本人については、平成 26 年 5 月 26 日から 28 日まで、スウェーデン・ストックホルムにて開催された日朝政府間協議による合意（以下「ストックホルム合意」という。）において、それまでの交渉等も踏まえ、北朝鮮側は、残留日本人を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施すること等としている。
- イ 残留日本人に関しては、別紙 2 に掲げる例のとおり、ストックホルム合意に関連した質問主意書に対する政府側の答弁書において、日朝間の協議の内容に関する事柄について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、答えを差し控える旨が回答されている。
- ウ 本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 の存否を答えることとなると、残留日本人に関する北朝鮮側との交渉に関連してどのような行政文書を保有しているのかが明らかとなり、その結果、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、北朝鮮が、我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用するなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある。

したがって、本件対象文書2及び本件対象文書3の存否を答えることは、法5条3号の不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定により、その応答を拒否するものである。

- (4) 本件対象文書2及び本件対象文書3については、原処分において、一括して、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否しているが、審査請求人が本件対象文書1以外で開示を求めるものは、本件請求文書の記載から、北朝鮮赤十字会に手交した名簿の「添付資料」及び「調査結果」(本件対象文書2)並びに「北朝鮮における残留日本人問題に関する文書及び資料」(本件対象文書3)の各文書であると解されるので、これら各文書の存否応答拒否の妥当性について、以下、検討する。

ア 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

本件請求文書の記載から、「添付資料」は、当時の厚生省が日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手交した名簿(本件対象文書1)の添付資料であると解され、「調査結果」は、名簿(本件対象文書1)が手交され、北朝鮮地域に最終消息のある残留日本人の安否調査の依頼を受けた北朝鮮側による調査結果であると解されることから、本件対象文書2の存否情報は、調査の状況等の日朝間の協議の内容に関する事柄を明らかにするものである。

別紙2に掲げる例のとおり、日朝間の協議の内容に関する事柄について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、答えを差し控える旨の政府側答弁が行われていることを踏まえれば、「添付資料」及び「調査結果」の存否情報は、これを公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書2については、その存否を答えることは、法5条3号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

イ 本件対象文書3の存否応答拒否の妥当性について

本件請求文書の記載から、本件対象文書3は、北朝鮮における残留日本人問題全般に関する文書及び資料であると解される。

北朝鮮における残留日本人問題については、これまでの日朝間の協議において議題に取り上げられてきたことが政府の公表等を通じて既に明らかとなっており、本件対象文書3の存否を明らかにしただけでは、残留日本人に関する北朝鮮側との交渉に関連してどのような行政文書を保有しているのかが明らかとなるとはいえず、その結果、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が

認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、本件対象文書3については、その存否を答えるだけで、法5条3号の不開示情報を開示することとはならない。

(5) 上記(4)から、本件対象文書2については、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書3については、その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であり、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当すると認められるので、妥当であるが、本件対象文書3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当せず、その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

1 本件請求文書

- ・ 日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手交した昭和35年1月1日現在で、北朝鮮に最終消息のある残留日本人名簿と添付資料、及び調査結果
- ・ 北朝鮮における残留日本人問題に関する文書及び資料

2 本件対象文書 1

安否調査依頼日本人名簿第1回（140名分）、安否調査依頼日本人名簿第2回（871名分）

3 本件対象文書 2

上記1のうち、「添付資料」及び「調査結果」

4 本件対象文書 3

上記1のうち、「北朝鮮における残留日本人問題に関する文書及び資料」

別紙 2

例 1 「いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問主意書」
(参議院。提出日平成 29 年 1 月 20 日付け) 及び答弁書 (同月 31 日
付け)

(1) 質問主意書 (抜粋)

「残留日本人」とありますが、政府はこれがどのような問題だと認識していますか。また、この問題の何が懸案となっているのか、該当者は何人いるのかもあわせてお示してください。

(2) 答弁書 (抜粋)

お尋ねのいわゆる「ストックホルム合意」にある(中略)「残留日本人」(中略)及び「を含む全ての日本人に関する調査」については、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に記載されているとおりであり、これ以上の日朝間の協議の内容に関わる事柄について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

例 2 「ストックホルム合意における遺骨及び墓地、残留日本人に関する質問主意書」(参議院。提出日平成 29 年 1 月 1 日付け) 及び答弁書
(同月 10 日付け)

(1) 質問主意書 (抜粋)

当該人道問題について、日本政府は終戦後、北朝鮮内からの日本人引揚者もしくはその代表者に対し、(中略)「残留日本人」のうち死亡した者の名簿や墓地の場所を示す地図などの資料提出を求めるなど、何らかの調査を行ったことはあるのでしょうか。調査を行ったことがあれば、調査の内容を個別にお示してください。

(2) 答弁書 (抜粋)

御指摘の「当該人道問題」については、政府として必要な情報収集を行うとともに、日朝政府間協議等において本件を取り上げる等の取組を行ってきたところである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

例 3 「ストックホルム合意における「日本人に関する全ての問題」に関する質問主意書」(参議院。提出日平成 30 年 1 月 22 日付け) 及び
答弁書 (同月 30 日付け)

(1) 質問主意書 (抜粋)

政府は「北朝鮮における残留日本人問題(概要)」と題する文書において、「(4) 厚生省は、昭和 35 年 1 月 1 日現在で、北朝鮮地域に最終消息のある残留日本人の名簿(第 1 回名簿: 140 名分、第 2 回名簿: 871 名分)を作成し、日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手交し、その安否調査を依頼した」と記述しています。

政府は、現時点で北朝鮮における残留日本人は何人生存していると認識していますか。また、その生存者数は、いつ、どこで、誰に、どのようにして確認したのかも明らかにして下さい。

(2) 答弁書（抜粋）

お尋ねについては、事実関係を直接確認する手段がないことから、お答えすることは困難である。

例4 「北朝鮮における残留日本人問題に関する質問主意書」（参議院。提出日平成30年3月20日付け）及び答弁書（同月30日付け）

(1) 質問主意書（抜粋）

厚生省は、昭和35年1月1日現在で、北朝鮮地域に最終消息のある残留日本人の名簿（第1回名簿：140名分、第2回名簿：871名分）を作成し、日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手交し、その安否調査を依頼しています。平成26年5月のストックホルム合意において、政府は、北朝鮮側に残留日本人の消息について前記の名簿に基づく調査を要請しましたか。また、政府は、本質問主意書提出日現在において何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると認識していますか。

(2) 答弁書（抜粋）

「調査を要請しましたか」とのお尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。また、「何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると認識していますか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。